

「福島町空き家等の適正管理に関する条例」が 4月1日よりスタートします!!

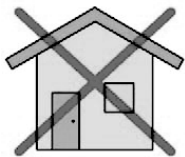
「福島町空き家等の適正管理に関する条例」では、下記の項目に全て該当する対象者に対し、費用の「2分の1以下で60万円を限度額」として助成します。

○助成の対象となる建物



- ・福島町内に建っている空き家、及び空き家となる見込みの建物
詳しくは建設課までお問い合わせください。
- ・公共事業等の補償対象となっていない建物

○助成の対象とならない建物



- ・所有権を除く物権又は賃借権が設定されている建物
解体する建物に、抵当権や賃借権など所有者以外に建物の権利がある場合には助成の対象とはなりません。
- ・建物を解体した敷地内に新たに建物等を立てる場合
この条例は、危険な建物から、生命、身体、財産及び生活環境に対する重大な損害の発生の防止をする目的で制定されているため住居等の建て替えのための解体には助成の対象となりません。

○助成の対象となる人

- ・解体する建物の所有者及び相続人
- ・町税に滞納がない方
- ・福島町暴力団排除条例に該当する暴力団ではない方、または暴力団関係者が世帯員にいない方

※なお、建物解体後の敷地について、町に寄付する制度もあります。

お問い合わせ先

建設課 ☎47-3006

あなたのパソコン・スマートフォンは大丈夫?

パソコンやスマートフォンなどは誰でも簡単にサイバー空間にアクセスすることができ、非常に便利な道具です。しかし、誰でも手軽に使うことができる道具だけに、リンクリック詐欺、子供の体や心を傷付ける事件や行為の発端となるなど大きな社会問題となっています。

■安心してパソコンやスマートフォンを使うために

ゲーム・動画・オンラインショッピング・SNSを利用する際は、正しい情報セキュリティについて知ることが大事です。

■気を付けること

- ・信頼できるアプリだけを使いましょう。
- ・他人を傷つける内容の書き込みは止めましょう。
- ・不審なサイトにアクセスしないようにしましょう。
- ・セキュリティ機能は最新の状態にしましょう。

■相談・問い合わせ先

松前警察署

☎42-3110

屋根からの落氷雪事故防止のお願い

毎年、沿道家屋等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、事故を無くするため、特に、次のことに注意するようお願いいたします。

① 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。

② 落氷雪事故は、気温がマイナス3度からプラス3度程度のときに発生しやすいので、除雪の際には、十分注意するようにしてください。

③ 交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

■問い合わせ先

北海道開発局・北海道
北海道警察・福島町